

野教委学第 1475 号
平成 27 年 8 月 21 日

野洲市教育委員会
教育長 川端 敏男 様

野洲市通学区域審議会
会長 岩井 實



「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画区域における通学区域の
一部見直しについて (答申)

平成 27 年 5 月 28 日付け野教委学第 988 号で諮問のあった、「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画区域における通学区域の一部見直しについて、下記のとおり答申します。

記

「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画区域における通学区域の一部見直しについて

1. はじめに

野洲市通学区域審議会（以下「本審議会」とする。）は、平成 27 年 5 月 28 日に野洲市教育委員会・教育長より、「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画区域における通学区域の一部見直しについて諮問（以下「諮問事項」とする。）を受け、野洲市通学審議会条例に基づき、慎重に審議したものである。

審議に際しては、園児、児童及び生徒並びにそれらの保護者の立場に立つことを基本姿勢とし、それぞれの委員が公正かつ中立な姿勢を堅持しつつ、またそれぞれの見識及び経験を十分に生かしながら、諮問事項について審議を深めた。

2. 審議の論点

本審議会は平成27年5月28日（木）及び8月6日（木）の2回開催し、諮問事項に関する審議を行なった。

諮問事項で通学区域の一部見直しを行う地域は、「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画区域における野洲及び行畑地域（以下「当該地域」とする。）であり、別添図のとおりである。

本審議会は、当該地域の通学区域の見直しを審議するにあたり、諮問事項を十分に精査のうえ各委員からの意見をまとめ、次の4点に論点を絞って審議を行なった。

- (1) 小学校及び中学校ごとの児童、生徒数の推移、特に児童数の増加が見込まれる野洲小学校の状況
- (2) 当該地域の通学区域と周辺自治会との関係、及び小学校と地域の関係
- (3) 当該地域の周辺地域の将来的な展望
- (4) 通学路の距離及び安全性

本審議会は、この4つの論点から当該地域の適切な通学区域はどこであるか、について審議を深めることとした。

3. 審議の内容

(1) 小学校及び中学校ごとの児童、生徒数の推移、特に児童数の増加が見込まれる野洲小学校の状況

当該地域の児童及び生徒が、北野小学校若しくは野洲北中学校へ、又は野洲小学校若しくは野洲中学校へ、それぞれ通学した場合の児童、生徒数の増加状況の経年予測を比較し、特に野洲小学校での児童数の増加について議論を行なった。

野洲小学校を増築する対策や、現在、野洲小学校通学区域となっている妙光寺、三上地区の通学区域を三上小学校通学区域とすることにより、野洲小学校の児童数増加の緩和を図る意見も出されたが、野洲小学校の校舎増築やグラウンド拡張には敷地拡大などの課題があること、また既に居住者がいる地域の通学区域の見直しは現時点では困難であることから、これらの実現は難しいと思われる。

さらに、野洲小学校の通学区域の範囲内には、当該地域以外の複数の地域で大規模な住居系開発が見込まれており、野洲小学校の余裕教室の数が現在5室（ただし、普通教室とは仕様が異なる。）しかないことから、これ以上の児童数の増加は野洲小学校児童の適正な学習環境の確保に支障をきたす、と考えられる。

(2) 当該地域の通学区域と周辺自治会との関係、及び小学校と地域の関係

当該地域には現在のところ居住者はなく、当該地域の野洲及び行畑地域が帰属する自治会についても決定されていない状況にあったため、当該地域の通学区域と周辺自治会との関係も議論となった。

本審議会は当該地域の通学区域について審議することが目的であり、自治会の帰属等を議論するものではないが、本市においては通学区域と自治会が密接な関係があるため、議論を行なった。

① 行畑地域について

当該地域のうち行畑地域については、東海道本線を挟んで隣接する万葉台自治会及び地域の地元である行畑自治会から、それぞれ行畑地域を帰属する考えがないことが示されたが、市三宅自治会からは、行畑地域のうち市道市三宅・妙光寺線東側の地域を市三宅自治会に帰属する考えが示された。この地域は既に現在住居系開発が着手されている地域である。

② 行畑地域のうち市道市三宅・妙光寺線西側の地域及び野洲地域について

これらの地域については、現在、商業系開発事業計画が市に提出されているが、住居系開発の可能性も考えられることから、諮問事項の対象となった地域である。

東海道本線を挟んで隣接する地元でもある四ツ家自治会から、これらの地域を帰属する考えがないことが示された。また市三宅自治会もこれらの地域が住居系開発に変更された場合は、当自治会に帰属することは困難であり、新しい自治会を発足することを要望されている。

③ 野洲小学校及び当該地域の関係

現在、野洲小学校の学習田が当該地域内に存するなど、野洲小学校の活動が地域と密着した関係を継続しているので、通学区域が変更されると築き上げてきた関係がなくなってしまうのではないかと危惧する、という意見も出されたが、野洲小学校側から、現在の学習田が他の通学区域となっても運営することは可能であり、協力していただく地域を特定せず柔軟に対応できる、との意見が出され、当該地域と野洲小学校の関係が断絶することはないことが確認された。

(3) 当該地域の周辺地域の将来的な展望

野洲自治会から、当該地区の西側にある野洲地域の菜島地区について、当該地域の通学区域が諮問事項のとおり見直しされたなら、将来、菜島地区が市街化区域となった場合は北野小学校、野洲北中学校通学区域となり、同じ自治会内で異なる学区ができ、自治会内にも様々な問題が発生するのでない

か、との意見が出された。

野洲地域の菜島地区が市街化区域となるか、またその時の通学区域がどうなるかは、現時点では論ずることはできない。

特定の区域の通学区域の見直しについては、そのような計画等が提起された時期に検討していくべきものと考えられるが、同一の自治会内に異なる通学区域が設定される場合は、よほど合理的な理由がなければ、そのようになることはまずない、と思われる。

(4) 通学路の距離及び安全性

当該地区の通学区域を見直せば、幼稚園、小学校及び中学校とも通園、通学する距離が長くなることはある程度やむを得ないことと思われる。

しかし数値的には、当該地域から北野小学校へは約1.4キロメートル、野洲北中学校へは約4キロメートルであり、国の法令である義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令に規定する通学距離基準値で、小学校では4キロメートル以下、中学校では6キロメートル以下と比較すると、通学距離が児童、生徒の大きな負担となるものではない、と判断できる。また市内では小学生で2キロメートル以上、中学生で4キロメートル以上を通学する者も少なくない。

幼稚園児の通園については保護者に委ねているので、通園での安全確保は通園距離が変更されても維持されるものとする。

むしろ慎重に検討しなければならないのは通学路の安全性であり、通学距離が短くても安全性に問題があっては、その通学路は使用すべきでないと考え

る。仮に当該地域の通学区域を野洲小学校、野洲中学校通学区域とした場合、東海道本線を何らかの経路で通過していかなければならない。

この場合4つの経路が考えられるが、うち2つは幅員が極めて狭い踏切（笠作踏切）と、幅員も高さも限られ照明設備もない鉄道隧道（通称：マンボ）であり、通学路として使用するのは不適である。3つ目の行畑地区と市三宅地区を結ぶ甲賀踏切は歩行者用のグリーンベルトはあるものの、通過する車両が多く通学する者にとっては危険であると思われ、やはり通学路として不適であると思われる。

最後に市道市三宅・妙光寺線の鉄道隧道の歩道は、築造されたのが比較的新しく歩道幅員も広く通学路に適するように思われるが、小学校児童、中学生生徒が同時に登・下校する場合や、他の自転車も併せて通過する場合において、接触事故が発生する危険性がある。また自転車使用者側も児童に接触するのを避ける際に、誤って歩道の道路壁面側に接触してしまう恐れもある。敢えて、当該隧道を通学路として使用するのであれば、歩行者と自転車使用者の分離な

どの手段のほかに、通園、通学路の安全確保のための地元や保護者等の協力が必要不可欠となる。

当該地域から北野小学校、野洲北中学校まで通学する経路についても、安全確保が必要であることは言うまでもないが、当該地域からこれらへ通学するときに一番注意すべき箇所は、主要地方道大津・能登川・長浜線及び市道市三宅・妙光寺線の間越西交差点である。

当該交差点については、保護者等による安全確保の協力が必要があるが、信号も整備されており、交通安全の確保については東海道本線の鉄道隧道よりも負担は少ないと考えられる。

4. 審議の結果について

以上のとおり審議した結果、本審議会は「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画区域における通学区域の一部見直しについて、下記のとおり見直しすることが適当であるとの結論に達した。

(1) 通学区域の見直し対象地域について（別紙地図参照）

諮問事項のとおり、当該地域を見直し対象地域とする。

(2) 小学校通学区域の見直し

当該地域の通学区域を、野洲小学校通学区域から北野小学校通学区域へ見直しする。

(3) 中学校通学区域の見直し

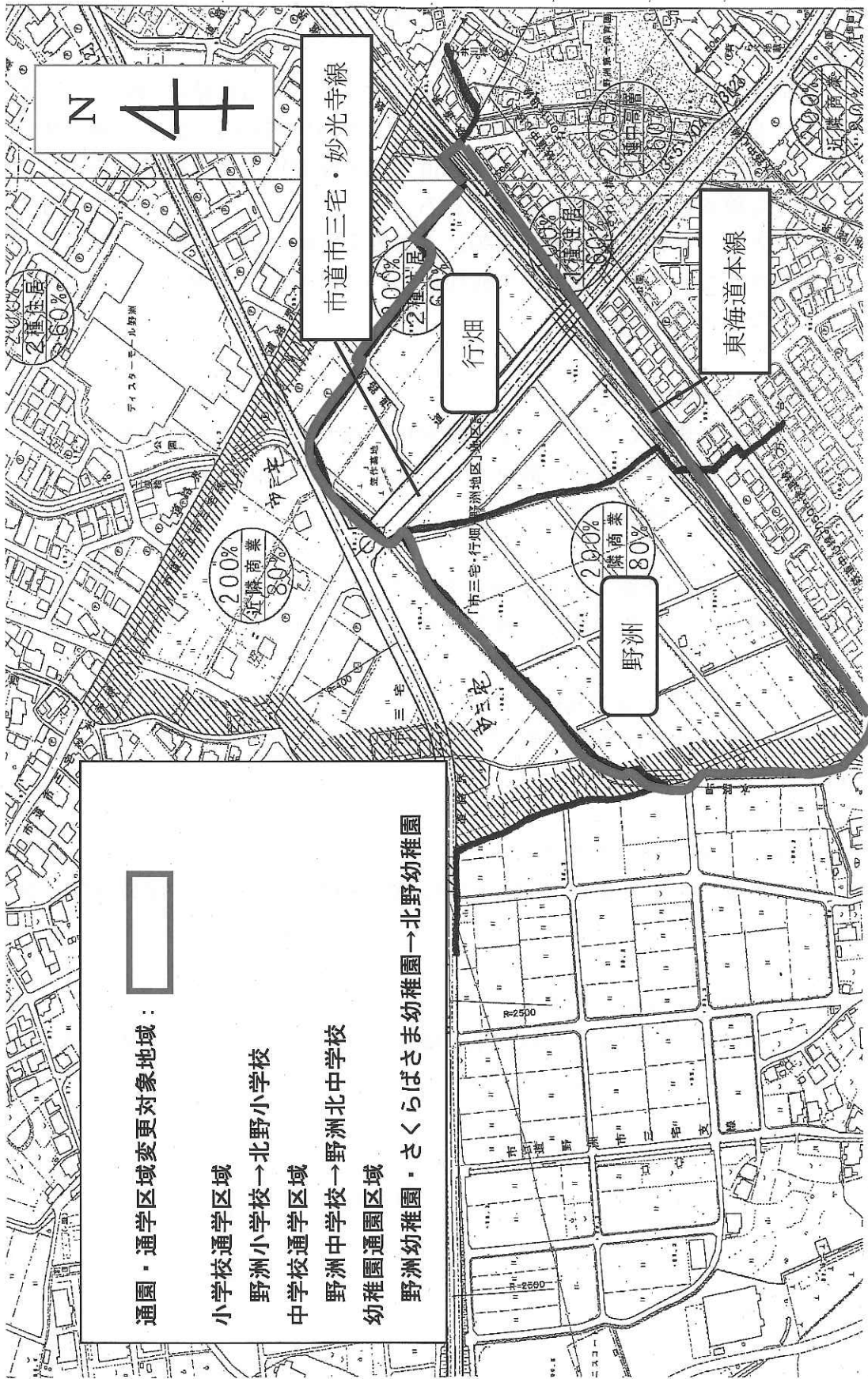
当該地域の通学区域を、野洲中学校通学区域から野洲北中学校通学区域へ見直しする。

(4) 幼稚園通園区域の見直し

当該地域の通園区域を、野洲幼稚園・さくらばさま幼稚園通園区域から、北野幼稚園通園区域へ見直しする。

(5) 見直しの時期

当該答申以降、速やかに見直しをされたい。



通園・通学区域変更対象地域：

小学校通学区域

野洲小学校→北野小学校

中学校通学区域

野洲中学校→野洲北中学校

幼稚園通園区域

野洲幼稚園・さくらばま幼稚園→北野幼稚園